

最高裁判所判事

はやし

みち

はる

林道晴

昭和三二年八月三一日生

略歴

東京都生まれ、同所で過ごす。東京教育大学（現・筑波大学）附属駒場中学校、同高等学校を経て、東京大学法学部を卒業

昭和五五年 四月 司法修習生
五七年 四月 判事補任官 以後、東京地裁、最高裁民事局、厚生省（現・厚生労働省）（出向）、札幌地裁に勤務

平成四年四月 判事任官 以後、東京地裁、最高裁民事局参事官、同課長、東京高裁、東京地裁判事（部総括）、司法研修所教官、同事務局長を務める。

二一年八月 最高裁民事局長兼行政局長
二二年七月 同經理局長
二五年三月 静岡地裁所長
二六年九月 東京高裁判事（部総括）
同一年一月 最高裁首席調査官

令和元年九月 東京高裁長官
最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判

一 令和二年三月二十四日 第三小法廷決定

文書提出命令の申立人の父の死体について司法警察職員から鑑定の嘱託を受けた者が当該鑑定のために必要な処分として裁判官の許可を受けてした当該死体の解剖の写真に係る情報が記録された電磁的記録媒体であつて当該司法警察職員が所属する地方公共団体が所持するものは、民訴法二二〇条三号所定のいわゆる法律関係文書に該当する（全員一致、裁判長）。

二 令和二年一月一八日 大法廷判決

令和元年七月二一日施行の参議院議員選挙当時、平成三〇年法律第七五号による改正後の公職選挙法一四条、別表第三の参議院（選挙区選出）議員の議員定数配分規定の下での選挙区間ににおける投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあつたものとはいえず、同規定が憲法一四条一項等に違反するに至つていたということはできない（多数意見）。

三 令和二年一月二十五日 大法廷判決
普通地方公共団体の議会の議員に対する出席停止の懲罰の適否は、司法審査の対象となる（全員一致）。

四 令和二年一二月二二日 第三小法廷決定

（いわゆる袴田事件についての）再審請求を棄却した原決定に審理不尽の違法がある（多数意見、裁判長）。

五 令和三年七月三〇日 第三小法廷判決

違法収集証拠として証拠能力を否定した第一審の訴訟手続に法令違反があるとした原判決に、法令の解釈適用を誤った違法がある（全員一致、裁判長）。

裁判官としての心構え

事件に多角的な観点からアプローチし、その背景事情や経緯などから、裁判で取り上げられている紛争や事件の実態や真相を十分把握し、それに適合する解決や判断をするように、この二年間の執務において努力してきました。現在、新型コロナウイルス感染症の影響により社会の在りようが根幹から変容を迫られており、今後に予想されることも念頭におきながら、より柔軟な姿勢で事件に向き合っていきたいと考えています。また、最高裁は、書面審理が基本ですが、法廷で弁論の期日が開かれる事件では、当事者（代理人）による活発な弁論がされるよう工夫をしています。いまだ試行錯誤の段階ではありますが、当事者はもちろん、傍聴されている人にとっても分かりやすい審理となるよう引き続きその工夫努力を続けていきたいと考えています。

